

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月25日
【会社名】	デジタルグリッド株式会社
【英訳名】	DIGITAL GRID Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 豊田 祐介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6277-7123
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6277-7123
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

新株予約権の割当決議日後3年を経過した日(2029年2月20日)から当該決議日後10年を経過する日(行使期間の最終日が当社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日)までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権者である社外協力者は、権利行使時においても、社外協力者として〔顧問契約/業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(14)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認めないものとする。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員19名に割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との間の取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

新株予約権者が、(8)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、その新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者につき、以下に定める事由が生じた場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、その新株予約権を無償にて取得することができる。

1. 禁固以上の刑に処せられた場合
2. 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
3. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
4. 当社に対し、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を行使する権利を放棄する旨を申し出た場合
5. 上記に定めるほか、法令・社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合

以上